

平成25年度 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

旭市立第二中学校

1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(授業、清掃、部活動など生徒に付く)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会合等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

3 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

4 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳や体験活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。また保健室に来室した生徒からの相談にも十分対応する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。

- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

5 いじめを防止するための校内組織

(1) いじめ防止委員会

第二教頭・各学年生徒指導担当教諭(各学年 2 名)・特別支援担任(1 名)・養護教諭・スクールカウンセラー・生徒指導主事(生徒指導部会と同じメンバー)

(2) いじめ相談窓口

主任・養護教諭・主任以外の学年から各 1 名(教育相談部会と同じメンバー)

(3) 学校生活相談窓口

担当者 上岡教頭 e-mail ass52092@edu.city.asahi.chiba.jp

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生またはその疑いがあるときは、「いじめ対策会議」を設置する。

「いじめ対策会議」はいじめ防止委員会に校長、教頭、該当学年主任ほか適切な専門家を加えるものとする。

(2) 重大事態の調査

①いじめられた生徒や情報提供してくれた生徒を守ることを最優先した聴き取り等による実態調査を実施する。

②いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめられた生徒及びその保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供する。

②アンケート調査する場合は、調査に先立ち、調査対象の生徒や保護者に、いじめられた生徒及び保護者に情報提供することがある旨を説明する。

③調査結果は旭市教育委員会を通して、市長に報告する。

いじめ防止のために

- ・いじめについての共通理解を行う。
- ・いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・いじめを生まない雰囲気づくりに努める。
- ・自己肯定感を育てる。

早期発見のために

- ・生徒の行動を注視する。
- ・生徒の声に耳を傾ける。
- ・保護者と情報を共有する。

いじめが起こったら

いじめと疑われる行為を目撃

- ・直ちにその行為を止める。
- ・いじめられた生徒の安全を確保する。

いじめの情報

- ・いじめられている生徒および情報提供者の安全を確保する。

報告

いじめ防止委員会

学級担任などが関係する生徒から事情聴取

いじめの事実なし

いじめの事実あり

※重大事態の場合は「いじめ対策会議」を設置する。

報告・連絡

- ・市教育委員会を通して市長へ報告する。(生徒指導主事が月例報告)
- ・被害、加害生徒の保護者へ事情説明する。(担任が家庭訪問または保護者来校)
- ・犯罪行為と考えられる場合は旭警察署へも相談する。(校長、教頭、生徒指導主事)

被害生徒及びその保護者への支援 (全校職員、関係生徒ほか)

個人情報保護

被害者の安全確保

- ・複数職員による見守り。
- ・信頼できる人物による支援体制の構築。
- ・必要であれば加害生徒を別室で指導、または出席停止とする。
- ・必要であれば外部専門家の協力を得る。

加害生徒への指導及びその保護者への支援 (全校職員 ほか)

- ・いじめは人格を傷つけ、生命・財産を傷つける行為であることを理解させる。
- ・自らの行為の責任を自覚させ、被害生徒に謝罪させる。
- ・場合によって出席停止や警察との連携、学校教育法 11 条に基づく懲戒なども行う。
- ・学校と保護者が連携して対応できるよう、保護者に協力を求める。
- ・保護者に継続的な助言を行う。

いじめが生じた集団への指導 (全校職員)

- ・いじめを傍観した生徒には、自分の問題として捉え、報告する勇気を持てるように指導する。
- ・同調した生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる。